

# 藤井寺市事業者支援補助金

[企業価値向上支援型]

～ 手引き ～

※交付決定の前に実施された事業は、補助対

象外となりますのでご注意ください！

---

[問い合わせ先・提出先]

藤井寺市 市民生活部 産業労働課 (市役所6階 68番窓口)

藤井寺市岡1丁目1番1号 ☎072-939-1337

平日9時から17時30分まで

## 「企業価値向上支援型」の制度概要

未来につながる自社の「企業価値向上」を意識しながら、事業の競争力や生産性を高め、自立かつ持続的な成長を促進することで、市内経済の活性化を図ることを目的とした取組みに要する経費の一部を補助します。

**※予算がなくなり次第、受付を終了します。**

## 補助対象事業

企業価値向上支援型には＜商品開発枠＞＜6次産業化枠＞＜生産性向上枠＞＜BCP策定支援枠＞の4種類あり、それぞれ要件が異なります。

### ① ＜商品開発枠＞

- ふるさと特産品（ふるさと納税返礼品など）として藤井寺市のPRにつながる商品を開発する事業であること
- 既存の商品を改良し、ふるさと特産品（ふるさと納税返礼品など）として登録を目指す事業であること
- 総事業費が20万円以上の事業であること

### ② ＜6次産業化枠＞

- 農業者等が行う市内で生産された農産物等を加工し、商品化を目指す事業、又は観光農園を開設する事業であること
- 観光農園を開設する事業については、総事業費が20万円以上の事業であること  
※無人販売所の設置や、貸農園事業については対象外

### ③ ＜生産性向上枠＞

- 業務効率化や生産性の向上を目的とした設備投資等を実施する事業であること
- 総事業費が50万円以上の事業であること  
（商品開発枠を活用した場合は、その事業費も含む）
- 課題の抽出・確認から解決に向けた事業計画書の作成、進捗確認、報告書の作成まで、大阪府よろず支援拠点に在籍する中小企業診断士（以下「専門家」という）との伴走支援により進める事業であること（無料）  
※専門家との伴走支援については、毎月1回藤井寺市経営相談会を実施しております。日程の都合がつかない場合、申請者自身で調整していただければ、別日にてオンラインもしくは大阪府よろず支援拠点（現地）での相談が可能となっております。

#### ④ <BCP 策定支援枠>

- 藤井寺市事業継続力強化支援計画に基づいて、藤井寺市商工会のサポートを受けて行う事業であること
- 非常時において事業を中断させないための体制構築に向け、BCP を策定するにあたり専門業者に委託等する事業であること
- 事業継続ガイドライン（内閣府）に準拠し策定すること

#### <共通事項>

- 同一事業において、重複して国・府・市等の他の補助金を受けていないこと
- 可能な限り藤井寺市企業データベースサイト「FUJISearch」に登録すること
- 令和9年2月末日までに完了できる事業であること
- その他市長が不適當と認めるものでないこと

### 補助対象者

以下の要件をすべて満たす必要があります。

#### <商品開発枠>

- 本社（本店）、支社（支店）、営業所、製造所等のいずれかを藤井寺市内に有する法人又は個人事業主であること

#### <6次産業化支援枠>

- 市内で生産された農作物等を仕入れて実施する場合
  - 藤井寺市内に本社を有する株式会社（有限会社）、合同会社、合資会社、合名会社、もしくは個人事業者であること
- 自身で農作物等を生産している場合
  - 市内在住で所有等により耕作している面積が1000㎡以上であること
  - 申請日より1年以内の間において、藤井寺市農業委員会より耕作放棄等による農地改善通知等の営農指導を受けていないこと
  - 観光農園を開設する際には、農業経営体が観光客等の第三者に自ら生産した農産物の収穫等を通して料金を得る事業であること
  - 観光農園の場合は、第三者から見て客観的に観光農園であることが明らかに分かる看板等を必ず設置すること

#### <生産性向上枠>

- 藤井寺市内に本社を有する株式会社（有限会社）、合同会社、合資会社、合名会社、士業法人、もしくは個人事業者であること

- 事業完了の概ね1期後、専門家の経営診断を受け状況報告書を提出できるもの

#### <BCP 策定支援枠>

- 藤井寺市内に本社を有する株式会社（有限会社）、合同会社、合資会社、合名会社、工業法人、医療法人、社会福祉法人もしくは個人事業者であること

#### <共通事項>

- フランチャイズ店舗等でないこと
- 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行う事業者でないこと
- 藤井寺市税を滞納していないこと

### 補助金額

#### <商品開発枠>

補助率  $1/2$ （税込み） 上限100万円（千円未満は切り捨て）

#### <6次産業化支援枠>

補助率  $1/2$ （税込み） 上限50万円（千円未満は切り捨て）

#### <生産性向上枠>

補助率  $1/2$ （税込み） 上限100万円（千円未満は切り捨て）

※特に先進的であると認められる取組みについては上限150万円

#### <BCP 策定支援枠>

補助率  $1/2$ （税込み） 上限10万円（千円未満は切り捨て）

**補助対象事業に採択された場合でも、申請された補助金額より減額して交付決定する場合があります。**

## 補助対象経費

### <商品開発枠>

実施する事業に必要なものとして下記別表に掲げる経費

#### 【別表】

費 目	内 容
調査費	市場調査に係る専門機関に支払われる経費、図書、サンプル等の購入に関する経費
委託・外注費	試作品製作・デザイン制作・パッケージ開発等、商品開発に必要な外部への委託費
賃借料	商品の開発に直接必要な機器のリース料・レンタル料 ※補助対象期間はふるさと特産品（ふるさと納税返礼品など）の登録申請を行う日までとします
原材料費	試作に必要な原材料費の購入に要する経費
設備購入費	試作品・新製品制作の為に必要な設備・備品の購入 ※汎用性のあるものを除く
その他	事業計画達成に必要なと認められる費用

ただし、以下に該当する場合は対象外になります。

- 事業計画の目的達成に必要でないと認められる経費
- 店舗又は事務所が居宅併用となっている場合
- 設備購入については、業務用に限る  
※家庭用製品は補助対象外とします。ただし、業務用途で使用する目的に特化した製品（業務用として販売されているものまたは業務用専用の型式・仕様を有する製品）については対象とします。
- 社会通念上著しく不当な価格なもの
- 個人間取引等によるもの

## <6次産業化支援枠>

実施する事業に必要となるもので下記別表に掲げる経費

### 【別表】

費 目	内 容
調査費	市場調査に係る専門機関に支払われる経費、図書、サンプル等の購入に関する経費
委託・外注費	試作品製作・デザイン制作・パッケージ開発等、商品開発に必要な外部への委託費
賃借料	商品の開発に直接必要な機器のリース料・レンタル料 ※補助対象期間は補助事業を実施する期間までとします
原材料費	試作に必要な原材料費の購入に要する経費
設備購入費	試作品・新製品制作の為に必要な設備の購入 ※汎用性のあるものを除く
整備費	観光農園を整備するのに必要な駐車場・直売所等を整備するのにかかる経費
広告・宣伝費	ホームページの開設・チラシの作成等、広告・宣伝に係る費用
その他	事業計画達成に必要と認められる費用

ただし、以下に該当する場合は対象外になります。

- 事業計画の目的達成に必要でないと認められる経費
- 設備購入については、業務用に限ります。

※家庭用製品は補助対象外とします。業務用途で使用する目的に特化した製品（業務用として販売されているものまたは業務用専用の型式・仕様を有する製品）については対象とします。

- 社会通念上著しく不当な価格なもの
- 個人間取引等によるもの

### <生産性向上枠>

専門家と共に作成する事業計画書に基づき実施する事業に必要なもので  
下記別表に掲げる経費

#### 【別表】

費 目	内 容
設備導入費	補助事業のために必要となる機械・装置など設備の 導入 *単価50万円以上のもの
改装費 (設備導入時のみ)	設備導入の為に必要となる改装・増築等に係る費用
システム導入費	補助事業のために使用する専用ソフトウェア・情報 システムの購入、構築又はマーケティングや顧客管 理システムなどのクラウドサービス等の導入に係る 初期費用(定額利用料については対象外)
その他	事業計画達成に必要なと認められる費用

ただし、以下に該当する場合は対象外になります。

- 事業計画の目的達成に必要でないとして認められる経費
- 店舗又は事務所が居宅併用となっている場合
- 家庭用の照明やエアコン、冷蔵庫、テレビなどの家電設備の導入
- 社会通念上著しく不当な価格なもの
- 個人間取引等によるもの

### <BCP 策定支援枠>

BCP 計画策定のために専門業者に支払う委託料又はコンサルティング料

## 交付申請時提出書類

以下の書類をご提出ください。

### <商品開発枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 事業計画書
- 経費明細表（計画）
- 使用予定表（原材料費が含まれる場合）
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- 事業内容（開発する商品内容等）がわかるもの
- ふるさと特産品（ふるさと納税返礼品など）に合致する見込みであることが分かる資料
- その他申請を行うにあたり市長が必要と認める資料

### <6次産業化支援枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 事業計画書
- 経費明細表（計画）
- 使用予定表（商品開発に伴う原材料費が含まれる場合）
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- 事業内容（開発する商品内容等）がわかるもの
- （観光農園の開設の場合）設計図
- （観光農園の開設の場合）現状の写真

### <生産性向上枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 事業計画書
- 経費明細表（計画）
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- カタログ等導入設備・システム内容などがわかるもの
- 現況写真
- （改装を伴う場合）平面図等の工事後の設備導入がわかる書類

<BCP 策定支援枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 事業計画書
- 経費明細表（計画）
- 委託料又はコンサルティング料などの費用が分かる見積書

## 実績報告時提出書類

事業完了後、以下の書類をすべてご提出ください。（令和9年2月末までに提出）

※事業完了後すみやかに実績報告する必要があります。

### <商品開発枠・6次産業化支援枠・生産性向上枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- 実績調書
- 経費明細表（実績）
- 申請時から金額の変更があった場合、軽微な変更に伴う金額計算表及び変更内容を確認できる書類等
- 支払日、支払額、支払先、支払内容等がわかる支払証拠書類の写し
- 写真や資料等、事業実施内容のわかるもの
- （商品開発枠のみ）ふるさと特産品（ふるさと納税返礼品など）として登録申請を行い、受理されていることがわかるものの写し
- （商品開発に係る事業のみ）使用実績表

### <BCP 策定支援枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- 実績調書
- 経費明細表（実績）
- 支払日、支払額、支払先、支払内容等がわかる支払証拠書類の写し
- 策定したBCPの写し

### \*実績報告時の計画変更に関する取扱い

補助金事業については交付申請時における事業計画に基づく実施を基本としていますが、事業計画に必要であり、当初事業計画に基づく行為に変更を加える場合に限り、経費として増加額の2割までは実績報告額への算入を認めます。また増額分については費目ごとでの判断となります。ただし、経費への算入が認められる場合であっても、実績報告額は交付決定額を上限とします。

## 手続きの流れ

### <商品開発枠>

- (事→市) 補助金利用の相談 (産業労働課への面談必須)
- (事業者) 事業計画書を作成(必要に応じて、商工会や大阪府よろず支援拠点での経営相談等を受けて下さい)
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施
- (事業者) 新商品の完成後、産業労働課との面談を行い、ふるさと特産品(ふるさと納税返礼品など)の登録申請を行い、受理されること  
**※受理までに、時間を要する場合があります。**
- (事業者) 実績報告の作成 (産業労働課への面談必須)
- (事→市) 実績報告書を市へ提出 (令和9年2月末までに提出)
- (市→事) 商品確認・現地確認の実施  
実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み (請求書提出日から 30 日以内)

### <6次産業化支援枠>

- (事→市) 補助金利用の相談 (産業労働課への面談必須)
- (事業者) 事業計画書を作成(必要に応じて、商工会や大阪府よろず支援拠点での経営相談等を受けて下さい)
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施
- (事業者) 実績報告の作成 (産業労働課への面談必須)
- (事→市) 実績報告書を市へ提出 (令和9年2月末までに提出)
- (市→事) 商品確認・現地確認の実施  
実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み (請求書提出日から 30 日以内)

### <生産性向上枠>

- (事→市・商) 補助金利用の相談
- (事業者) 専門家（大阪府よろず支援拠点）との相談日程の決定  
※毎月1回の経営相談会への参加、又は大阪府よろず支援拠点との個別の日程調整
- (事業者) **専門家の伴走支援により**、事業計画書を作成
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後10日から2週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施（**専門家の伴走**）
- (事業者) **専門家の伴走支援により**、実績報告をまとめる
- (事→市) 実績報告を市へ提出（**令和9年2月末までに提出**）
- (市→事) 現地確認の実施  
実績報告申請後10日から2週間程度で「確定通知書」「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から30日以内）
- (事→市) **おおよそ1期後、専門家の経営診断（大阪府よろず支援拠点）を受け状況報告書を提出**

### <BCP策定支援枠>

- (事業者) 計画策定に要する見積をとる
- (事→市) 藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後10日から2週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業を実施
- (事→市) 市へ実績報告書を提出（**令和9年2月末までに提出**）
- (市→事) 実績報告申請後10日から2週間程度で「確定通知書」及び「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から30日以内）

## Q&A

(期間)

Q1 できるだけ早期の事業着手を考えていますが、補助金申請にはどれぐらいの期間を要しますか？

A1 専門家又は市職員の伴走支援により事業計画書を作成する必要があります。事業内容にもよりますが、相談の進捗によっては専門家との相談が複数回必要になる場合もあり、交付申請までに概ね2か月程度は要する場合があります。交付決定以前に着手したものは補助対象外となりますのでご注意ください。

(対象事業①)

Q2 交付申請までに事業に着手しても大丈夫ですか？

A2 交付決定以前に着手されているものは補助対象外となります。事前に見積を徴取する等の事業の実施に向けた事前準備については可能ですが、契約の締結や工事の開始、入金等については着手したことになりますので、補助対象外となります。

(対象事業②)

Q3 本社は市内にあるが、藤井寺市外にある事業所で取り組む事業に対しては利用できますか？

A3 本社が藤井寺市にあっても市外の事業所で実施する事業は対象外となります。ただし商品開発枠については、藤井寺市ふるさとまちづくり応援寄附返礼品の登録申請条件に合致している場合には、一部を市外事業所で行っていても対象となる場合がありますので、詳細につきましては登録申請に係る条件をご確認いただき、事前にご相談ください。

※ふるさと納税返礼品に関する詳細につきましては下記へお問合せ下さい。

政策企画部魅力発信課 (TEL: 072-939-1051)

(対象事業③)

Q4 商品の共同開発を考えているのですが、対象となりますか？

A4 商品開発枠、又は6次産業化支援枠においては、契約を結び共同で実施する事業についてもあるかと思えます。しかし、1つの事業に対して1つの法人(個人事業主を含む)より1度限り申請が可能ですので、同一事業に対して複数者からの申請はできません。必ず代表者をお決めいただき、申請をお願いいたします。なお、振込先につきましても、1つの口座に限られますのでご注意ください。

(生産性向上枠)

Q5 独自で中小企業診断士に伴走支援を依頼したいのですが？

A5 専門家については、大阪府よろず支援拠点に在籍されている中小企業診断士との伴走支援を実施することが、本補助金交付の要件となります。

(6次産業化支援枠)

Q6 他市在住ですが、農地が市内にある場合補助の対象となりますか？

A6 原則、市内在住の農業者が対象となります。しかし、他市在住であっても藤井寺市内にある農地もしくは事務所の所在地において、開業届もしくは法人登記をしていれば対象となります。

(実績報告)

Q7 実績報告時の計画変更に関する取扱いについて、増加額の2割までは算入可能とはどういうことですか。

A7 下記例示を参考にしてください。

例①	交付申請	実績報告
設備導入費	100	150 (120)
改装費	100	100
合計	200	250
交付決定額		100
実績報告額		100

例②	交付申請	実績報告
設備導入費	100	150 (120)
改装費	100	70
合計	200	220
交付決定額		100
実績報告額		95

例③	交付申請	実績報告
設備導入費	100	100
改装費	100	70
合計	200	170
交付決定額		100
実績報告額		85

例④	交付申請	実績報告
設備導入費	100	150 (120)
改装費	100	0
合計	200	150
交付決定額		100
実績報告額		60

※経費全て補助率 1/2 で算出